

# 愛川町と神奈川工科大学との包括連携に関する協定書（案）

愛川町（以下「町」という。）と神奈川工科大学（以下「大学」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、町と大学とが包括的な連携のもと、相互の持つ資源やネットワークを活かし、魅力あるまちづくり及び研究・教育の推進につなげることを目的とする。

## （連携協力内容）

第2条 町と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携を図るものとする。

- （1） 行政施策の立案及び遂行に対する助言及び協力に関すること
- （2） 大学が行う取組等に対する助言及び協力に関すること
- （3） 人材交流に関すること
- （4） 有用情報の収集、交換に関すること
- （5） その他、本協定の目的達成に必要な事項に関すること

## （情報交換及び協議）

第3条 町及び大学は、この協定に基づく取組みを円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

## （秘密保持）

第4条 町及び大学は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関等より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和2年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、町又は大学のいずれからも改廃の申し入れがないときには、引き続き同一条件をもって1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、町と大学が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、署名の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊（自筆）

神奈川県厚木市下荻野1030番地  
神奈川工科大学

学 長 小宮 一三（自筆）